

令和 5 年度 第 2 回
稲敷市国民健康保険運営協議会会議録

令和 6 年 2 月 1 4 日 開会
令和 6 年 2 月 1 4 日 閉会

稲敷市国民健康保険運営協議会

令和５年度 第２回稲敷市国民健康保険運営協議会

開催日 令和６年２月１４日（水） 午後２時００分

場 所 稲敷市役所 ３階 ３２１会議室

本日の会議に付した事件

日程第１ 議席の決定

日程第２ 会議録署名人の指名

日程第３ 議案第１号 稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）

日程第４ 議案第２号 令和６年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）
について

日程第５ 議案第３号 第３期データヘルス計画及び第４期特定健康診査等実施計画
の策定について

出席委員

１番	川	上	俊	夫
２番	柳	町	行	夫
３番	坂	本	和	広
４番	小	倉	新市郎	
５番	坂	本	成	人
６番	秋	本		優
７番	横	田	一	郎
８番	宇津喜	直	樹	
９番	山	本	彰	治
１０番	根	本		脩
１１番	黒	田	伸	治
１２番	高	須	耕	一

欠席委員

１３番	青	野	由美子	
-----	---	---	-----	--

出席説明員	保険年金課長	栗	山	宏
	保険年金課長補佐	飯	島	幸生
	保険年金課主事	永	長	優作

午後２時１０分開会

○保険年金課長（栗山宏）

本日は、公私ともにご多用の所、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
ただいまより、令和5年度第2回稲敷市国民健康保険運営協議会を開会いたします。
本日、会議の進行を務めさせていただきます保険年金課の栗山です。よろしくお願いいたします。
開会に当りまして、山本会長よりご挨拶をお願いいたします。

○山本会長

本日は、大変お忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございます。
国民健康保険事業につきましては、社会全体で高齢化が進む中、国保加入者は例年減少している一方で医療費は増大傾向にあり、今後もより厳しい状況が続くことが想定されます。

また、国保広域化が開始されて以来、昨年度の賦課方式県内統一など大きな制度改正が続いております。特に今年の12月には現行の保険証廃止が決定されました。国民皆保険制度の根幹にかかわる制度改正であり、まさに過渡期を迎えている状況であります。

このような状況の中では、国保加入者の皆様が、安心して医療を受けられるよう国保事業運営の安定化を図ることが今後ますます重要となります。引き続き皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の運営協議会でございますが、稲敷市国民健康保険税条例の一部改正、令和6年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）の承認、第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定についてご協議いただくこととなっております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見ご提言を賜りますようお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○保険年金課長（栗山宏）

ありがとうございました。それでは、協議に入ってまいります。本日の出席委員は、12名となっております。13番 青野委員 につきましては、所用のため欠席となっております。

なお、会議の議長につきましては、稲敷市国民健康保険規則第4条の規定によりまして、山本会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本会長）

それでは、規定に従いまして、議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいま事務局より出席委員数の報告がありましたが、定足数に達しておりますので会議を始めます。事前に配布いたしました資料の日程に従いまして、進めさせていただきます。

きます。

日程第1 議席の決定についてでございます。通常はくじ等で決定するところであり
ますが、資料名簿の選出区分ごとに順次議席番号とさせていただきたいと思いを
これにご異議ございませんか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（山本会長）

異議なしと認めます。議席につきましては資料名簿順に決定いたします。

日程第2 会議録署名人の指名を行います。本日の会議録署名人に、1番 川上俊夫
委員、4番 小倉新市郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第3 議案1号「稲敷市国民健康保険条例の一部改正について」を
議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

議案第1号「稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について」をご説明いたします。
失礼ですが着座にてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

国民健康保険税条例の改正でございますが、本案は、地方税法等の一部改正に伴いま
して、稲敷市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、当該条例の
一部改正について、令和5年12月の第4回稲敷市議会定例会にて承認をいただいたも
のでございます。2ページをご覧ください。改正の内容につきましては、国民健康保険
税の減額について規定している当該条例第21条に第3項を加えるもので、国民健康保
険納税義務者の世帯に出生する予定または、出生した被保険者が属する場合における産
前産後期間の所得割額及び均等割額の減額規定を追加するものです。具体的に申し上げ
ますと、国保加入者が出生する場合、単胎妊娠だと出生前月、出生月、出生翌月、出生
翌々月の4カ月分、多胎妊娠だと出生前3カ月から出生翌々月までの6カ月分の国保税
を免除するという規定となっております。

議案第1号の説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（山本会長）

事務局の説明が終わりました。只今の議案第1号につきまして、何かご意見、ご質問
はございませんか。ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号「稲敷市国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり承認する
ことにご異議ありませんか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。それでは、議事に戻ります。

日程第4、議案第2号「令和6年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

議案第2号「令和6年度 稲敷市国民健康保険特別会計予算（案）について」をご説明させていただきます。着座にて、ご説明させていただきます。資料2、資料3を基に説明いたしますので、まず資料2の3ページをお開きください。「令和6年度国民健康保険特別会計予算（案）」の総額は、歳入歳出それぞれ、51億6,667万9千円でございます。資料3をご覧ください。

歳入歳出それぞれの総額は、対前年度との比較で、9,684万3千円の減額となっており、比率では1.8%の減額となります。それでは、歳入の説明です。

款1国民健康保険税（資料2 P10）9億1,660万9千円を見込んでおり、前年度より3,549万3千円の減額となっております。毎年被保険者数は減少しておりますが、特に令和4年度中は、約700人被保険者が減少しておりそれに比例して国保税収入も減少したものと考えております。

款2使用料及び手数料（資料2 P10）5万円を見込んでおり、前年度と同額です。主に国民健康保険税の督促手数料ですが、今年度課税分から督促手数料の徴収が廃止となり、令和4年度以前納期分のみの徴収となっております。

款3国庫支出金（資料2 P11）6万円を見込んでおり、前年度より3万6千円の増額となっております。東日本大震災減免に対する補助金に加え出産育児一時金に対する臨時補助金5万7千円が新たに創設され増額となっております。

款4県支出金（資料2 P11）36億8,166万1千円を見込んでおり、前年度より4,157万6千円の減額となっております。主に国民健康保険事業費交付金で、保険給付費の財源であります。歳出の保険給付費が減額となっているため、比例して当該交付金も減額となっております。

款5財産収入（資料2 P11）6万5千円を見込んでおり、前年度より4万4千円の減額となっております。基金利子でございます。

款6繰入金（資料2 P11～P12）5億5,621万9千円を見込んでおり、前年度より2,476万4千円の減額となっております。一般会計からの繰入金でございます。内訳としまして、保険基盤安定、出産育児一時金、職員給与費等、国保財政安定化支援事業、未就学児均等割保険税、産前産後保険税、基金、その他の繰入金として、繰入れるものです。

款 7 繰越金（資料 2 P12） 1 千円を計上しております。令和 5 年度の決算が確定してから繰越額も確定されますので、令和 6 年度の補正予算での対応となる見込みです。

款 8 諸収入（資料 2 P12～13） 1,201 万 3 千円を見込んでおり、499 万 8 千円の増額となっております。主に国民健康保険税に係る延滞金等の納付金及び、第三者納付金等でございます。

款 9 市債（資料 2 P13） 1 千円を計上しております。前年度と同額です。

以上で歳入の説明を終わります。次に歳出の説明に入ります。

款 1 総務費（資料 2 P14～17） 9,118 万 3 千円を見込んでおります。前年度から 72 万 4 千円の増額となっております。内訳は、国民健康保険の事務にかかる職員の人件費、事務経費、国保運営協議会費、賦課徴収事務等に要する経費でございます。

款 2 保険給付費（資料 2 P17～19） 36 億 2,191 万 7 千円を見込んでおります。前年度より 3,865 万円の減額となっております。内訳としましては医療機関へ支払う医療費分となる療養給付費が大部分を占めており、その他、被保険者へ給付される高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などに要する経費が主なものでございます。被保険者の減少にともない保険給付費も減額となっております。

款 3 国民健康保険事業費納付金（資料 2 P19～20） 13 億 6,513 万 5 千円を見込んでおります。前年度より 5,947 万 6 千円の減額となっております。茨城県が市町村の行う保険給付に要する費用を交付する財源に充てるため、市町村から県に支払う納付金です。納付額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮し県が算定しており、被保険者の減少にともない納付金も減額となっているものと考えております。

款 4 共同事業拠出金（資料 2 P20） 2 千円を計上しております。前年度と同額となっております。

款 5 財政安定化基金拠出金（資料 2 P20） 1 千円を計上しております。前年度と同額となっております。

款 6 保健事業費（資料 2 P21～22） 7,097 万 2 千円を見込んでおります。前年度より 172 万 3 千円の増額となっております。医療費通知、人間ドックの助成、特定健診、ヘルスアップ事業等に係る委託料が主な経費となっております。令和 6 年度は特定健康診査に係る健診料金単価が値上げとなったこと及び人間ドックの受診見込み数が増となったことで、主に委託料が増額となっております。

款 7 基金積立金（資料 2 P22） 6 万 5 千円を見込んでおります。国民健康保険支払準備基金の利子を積立するためのものです。

款 8 諸支出金（資料 2 P22～23） 704 万 4 千円を見込んでおります。前年度より 112 万円の減額となっております。国民健康保険税及び延滞金などの還付金が主な経費となっております。

款 9 予備費（資料 2 P23） 1,000 万円を計上しております。前年度と同額です。事務費などの予算が不足となった場合に充当する経費です。予算の概要につきましては以

上となります。

以上で、議案第2号「令和6年度稲敷市国民健康保険特別会計予算（案）」の説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（山本会長）

事務局の説明が終わりました。只今の議案第2号につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、お諮りいたします。

議案第2号「令和6年度稲敷市国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。それでは、議事に戻ります。

日程第5、議案第3号「第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

議案第3号「第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について」をご説明させていただきます。資料4をご覧ください。

まずデータヘルス計画とは、平成25年に国から市町村国保を含めた全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成を推進すると掲げられました。これにより「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」においても、保健事業の実施を図るための計画を策定した上で、事業の実施及び評価を行うと定められ全市町村においてデータヘルス計画策定が進められたものでございます。

稲敷市国民健康保険においては、平成28年度から29年度を第1期、平成30年度から令和5年度を第2期として「データヘルス計画」を策定、併せて「特定健康診査等実施計画」（第1期～第3期）を策定し、計画に定める保健事業を推進してきました。「データヘルス計画」はデータ分析に基づく保健事業の実施内容やその目的・目標について、「特定健康診査実施計画」は特定健康診査・保健指導の実施方法や目標等をそれぞれ定めたもので、いずれも、被保険者の生活の質向上、健康寿命の延伸、医療費適正化に資することを目的としています。このたび令和5年度に両計画が最終年度を迎えることから、過去の取り組みの成果・課題を踏まえ、より効果的・効率的に保健事業を実施するために、「第3期データヘルス計画」と「第4期特定健康診査等実施計画」を一体的に策定するもの

でございます。

具体的に計画に基づき実施している事業については、26ページをご覧ください。最上段の「特定健康診査受診勧奨事業」から下方向に記された全7事業が第2期データヘルス計画に基づき今年度まで実施している事業です。28ページをご覧ください。先ほどの7事業のうち特定健康診査受診勧奨事業の実施内容を示しています。実施量や実施率を評価するアウトプット、成果を評価するアウトカムを設定し事業の評価としております。このアウトプット、アウトカム評価指標がデータヘルス計画における最も重要なポイントとなっており他の6事業についても同様に評価を実施しております。

63ページをご覧ください。令和6年度から令和11年度までの事業を示しておりますが、大分類として項目をA、B、C、Dの4つに分類しております。

65ページをご覧ください。実施する事業は、概ね第2期の事業を継続となっておりますが、骨粗しょう症対象者受診勧奨事業を新規事業として追加し、全8事業を実施する計画となっております。

66ページから73ページをご覧ください。実施事業の詳細計画を示しております。今回のデータヘルス計画については、県が計画の標準化を推進しており、アウトプット、アウトカムの評価指標は県指導の下、多くの指標が県内全市町村統一となっており、第2期までの計画と大きく異なる点です。

78ページをご覧ください。ここから特定健康診査実施計画の内容となっております。データヘルス計画より特定健診に特化した内容となっておりますが、評価指標など重複する内容が多いため今回計画を1本化しております。説明は以上となります。

以上で、議案第3号「第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について」の説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（山本会長）

事務局の説明が終わりました。只今の議案第3号につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

○7番（横田一郎委員）

今後、医療費は更に増大していくことが想定されるため、特定健診を推進し病気の早期発見につなげ医療費削減を図ることが重要であると考えております。そこで、計画書に記されているこれまでの特定健診受診率を見ると20～30%程度で低いと感じられるが、今後受診率向上のためにどのような取り組みを行っていく予定ですか。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

特定健診受診率向上は、国、県全体で力を入れている事業であります。そのような中

稲敷市では、未受診者への勧奨通知事業を行っています。具体的には、市の集団健診の受け付け開始のタイミングに合わせて、抽出した未受診者に対し集団健診の案内と受診を促す内容を掲載した通知を送付しております。また、レセプト、健診結果等のデータを分析し、受診が必要と判断された被保険者に対しても別途通知しております。今後は、現在実施している内容に加え、他市町村の実施状況や県推奨の取り組みで有効な手段があれば取り入れていきたいと考えております。

○５番（坂本成人委員）

保健指導はどのような方法で実施しているのですか。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

特定健診結果を分析し対象者を抽出し、動機付け支援と積極的支援を実施しています。動機付け支援は、市の健康増進課職員が指導を行い積極的支援については、主に業者委託で指導を行っておりますが、いずれの保健指導も各組織に所属している保健師及び栄養士が対応し、電話、対面等により実施しております。

○５番（坂本成人委員）

データ上では約６割の方が保健指導参加を望んでいないようだが、そのような状況でも実施した方が良いでしょうか。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

実施後すぐに目に見えた成果が出る事業ではないため難しいところではありますが、特定健診にかかる受診率及び保健指導実施率の向上は、国指導のもと全国統一的に推進されており、茨城県も特に力を入れて取り組んでいる保健事業でありますので、稲敷市としても同様に事業推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（山本会長）

保健指導の担当課は、健康増進課となるのですか。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

事業内容や状況により主な担当部署が異なるため、健康増進課と保険年金課で連携して対応しております。

○議長（山本会長）

議案第３号についてその他何かご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、お諮りいたします。

議案第3号「第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔 異議なしの声 〕

○議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。以上で本日提出されました議案の審議を終了いたします。ここで、その他ということで、事務局から何かありましたらお願いします。

○保険年金課長補佐（飯島幸生）

その他ということで、事務局から2点連絡事項がございます。1点目は、稲敷市国民健康保険税条例の一部改正についてです。令和6年4月1日から施行予定の地方税法施行令の一部改正に伴いまして、稲敷市国民健康保険税条例の一部を改正する見込みとなっている案件があります。改正の詳細内容は、一つ目として国保税後期高齢者支援分の賦課限度額が現行22万円から24万円に引上げとなります。二つ目として国保税軽減判定所得算定時に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する金額が、5割軽減につきましては、29万円から29.5万円に引上げられ、2割軽減につきましては、53.5万円から54.5万円に引上げとなります。

以上につきましては、令和6年3月31日付で専決処分させていただく見込みですのでご報告いたします。よろしくお願いいたします。

2点目は、この度、茨城県国民健康保険運営協議会長会65周年功労者ほう賞を宇津喜先生が受賞されましたのでご報告いたします。おめでとうございます。

○議長（山本会長）

その他、何かございますか。特にないようですので、本日の日程を終了とし、議長の職を解かせていただきます。協議進行にご協力いただきありがとうございました。

○保険年金課長（栗山宏）

本日は、長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、令和5年度第2回国保運営協議会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

午後2時55分閉会

稲敷市国民健康保険規則第7条の規定により署名する。

議 長 _____

1 番委員 _____

4 番委員 _____